

「（仮称）再生可能エネルギー関係新税の骨子案」に対する意見提出手続
(パブリックコメント) の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和 5 年 5 月 1 日

宮城県では、「（仮称）再生可能エネルギー関係新税の骨子案」について、令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 30 日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、8 人、13 団体から 109 件の貴重な御意見・御提言を頂きました。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

※御意見等についてはその要旨を記述するとともに、同様のものはとりまとめて整理しております。

1 背景

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	新税の導入と国の再エネ推進施策との整合性や関係性等について、どのように考えているか。（類似 7 件）	新税は、すべての再エネ発電事業を抑制するものではなく、森林を開発して再エネ発電設備を設置する場合に課税することにより、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域と共生する再エネ発電事業を推進するものです。国のエネルギー基本計画等においても「地域との共生・事業規律の強化」が重視されていることなどを踏まえると、国の施策等との整合も図られていると考えております。
(2)	「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」では風力発電の新規導入目標を 0 kW としているが、多様な電源を電源特性に合った適地に導入することが電力の安定供給に繋がると思うが、電源のベストミックスについて、貴県においてはどのように考えているか。（類似 1 件）	「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」における、風力発電の 2030 年度までの導入目標のうち、新規導入を 0 kW としているのは、風力発電は稼働までに長期間を要するため、現時点で未計画の事業の稼働を見込んでいないものです。既に計画されており、FIT 認定済み事業については、新規導入分ではなく、FIT 認定未稼働分として見込ん

		<p>であります。</p> <p>また、偏りのないバランスの取れた電源構成とすることは、エネルギーの安定的な供給において極めて重要であり、このことは新税を導入したとしても実現可能と考えております。</p>
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害、景観、環境に対する影響などへの懸念・反対は県民のどの程度の割合か。 ・ 懸念や反対に科学的根拠等があるのか示すべき。 ・ 科学的根拠がない場合、規制や税ではなく、その誤解の解消に努めるべき。 (類似 1 件) 	<p>再エネ発電設備の設置が予定されている地域では県や市町村に要望書等が提出される場合も多くあり、当該地域の県民の方々が森林を開発する再エネ発電事業に対して懸念等を持たれているものと考えております。</p> <p>また、太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正により、事業者に対し初期段階の住民説明を義務付ける等、住民の不安や懸念の解消にも努めているところです。</p>

2 新税の目的と税導入の必要性 (1) 新税の目的

御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上風力発電は森林を除いた場合、どこが適地として残るのか。(類似 1 件) ・ 陸上風力発電については、森林保全との調和を図りながら導入を促進するための工夫と支援をすべき。(類似 1 件) 	新税は、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的としていますが、森林であっても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の促進区域等に設置する促進事業等の再エネ発電設備には税負担を求めないこととしており、風力発電の場合は、当面は今後設定される促進区域等を適地として考えております。
(2) 国定公園や自然公園（特別地域）、緑の回廊などの規制区域に対しての規制緩和を検討すべき。	各法律における規制の緩和については、国において適切に検討されるべきと考えております。
(3) 沿岸、海上風力発電の促進に向けた支援の継続をお願いしたい。	沿岸、海上については、現状の課題を解決する技術導入を念頭に、風力発電の適地となりうるものと考えており、海上

		風力の取り巻く状況を注視しつつ、県としても洋上風力発電の促進に向けた対策を継続して検討してまいります。
(4)	林地開発に関する各種法令の順守、地域の方々の理解を得る仕組みづくり、個々の再エネ発電事業が及ぼす影響に応じた個別施策により課題解決を目指していくことを検討すべき。(類似2件)	令和4年7月の太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正により、事業者に対しあらかじめ住民説明を義務付ける等、住民の理解を得る仕組みづくり等の個別施策による課題解決についても併せて実施しているところです。
(5)	解決しようとしている課題が、大規模な森林開発を伴う再エネ発電事業が森林の有する多面的機能に影響を与えることなのか、そのような事業が再エネ発電事業全体に対する県民の懸念や反対を招くことで、再エネ発電事業の推進を困難にしていることなのかを明確にすべき。	ご指摘の課題のいずれにも対応することが必要と考えております。
(6)	大規模森林開発を伴う再エネ発電施設に限定して課税することに合理性はない。(類似3件)	新税は、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的としており、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となることで、再エネ発電事業の推進等につながるものと考えております。 税収は、再エネ発電設備の適地誘導と地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用することを予定しており、間接的ではあるものの、再エネ発電事業者に対しても税収が還元される仕組みとすることにより、再エネ発電事業者に対しても受益をもたらすものと考えられるため、大規模な森林開発を伴う再エネ発電設備に限定して課税する合理性はあるものと考えております。

2 新税の目的と税導入の必要性 (2) 税導入の必要性・妥当性

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	森林保護・土砂災害防止のために新税を導入することは必要。（類似1件）	県としても、森林の持つ多面的機能を維持する観点から、新税の導入は必要であると考えております。
(2)	新税は再エネ導入を大きく抑制しかねないことから、新税の創設については反対。	新税は、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的としており、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となることで、再エネ発電事業の推進等につながるものと考えております。
(3)	森林に再エネ発電施設を設置できなくなる、または住民合意を前提とするような規制を行うべき。規制で対応できない部分に対応するのであれば、事業実施を断念せざるを得ない厳しい負担水準にすべきではないか。（類似2件）	地域住民の同意の義務化などの規制を条例で行うことは、財産権との関係から、慎重であるべきと考えています。 税率については、目的を達成するために十分な効果が見込める高い水準であることが求められる一方、著しく過重となる範囲で、合理的な水準であることが求められることを念頭に、最終案の検討を進めてまいります。
(4)	風力発電については森林が吸収する二酸化炭素よりも事業により削減されるCO2の方が大きいことを考慮すべき。（類似1件）	CO2排出量削減効果は、森林の持つ多面的機能の一部であり、水源の涵養、生物多様性の保全等の森林の持つ多面的機能の保全を図るため、森林以外への誘導を目的としています。
(5)	森林の多面的機能の保全のうち土砂災害の防止については林地開発許可制度などで保護されると考えられる。	災害の危険性については、森林法などの法令において適正に対応すべきものと考えておりますが、そのほかの機能も含めて、森林の持つ多面的機能の保全のため、森林以外への誘導を図るものです。
(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新税の導入により得られる公的利息と失われる公的利息について、どのような議論がなされたか公開すべき。 ・ どのような根拠で結論を導いたのかを具体的かつ詳細に骨子に記載する必要がある。（類似1件） ・ 詳細な議論をこれから行う段階なの 	<p>大規模な森林開発を伴う再エネ発電事業は、現在県内各地において様々な問題を生じさせており、この問題を解決に向けて、可能な限り速やかに対応することが求められているものと認識しています。</p> <p>新税の導入により得られる公的利息</p>

	であれば、「税を導入することは妥当」と結論することは時期尚早。	や、新税の目的・必要性等については、宮城県再生可能エネルギー税制研究会において公開で議論しており、議事録や資料についてもホームページにより公開するとともに、骨子案に可能な限り詳細に記述しております。 また、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会（以下「再エネ等・省エネ審議会」という。）や県議会においても議論を行ってきたことから、時期尚早とは考えておりません。
(7)	企業活動において再エネ由来の電力が必要とされており、再エネ発電事業以外の経済界からも広く意見聴取すべき。	再エネ等・省エネ審議会では、経済界からも委員に就任いただき審議いただいているほか、パブリックコメントによっても広く意見を聴取しております。
(8)	風力発電事業の導入により、様々な分野において地元企業が参入しているが、課税された場合は課税分が地元に直接流入せず、地元住民からすれば収益機会の損失を意味する。この点を「失われる公的利息」に含むべき。	新税の導入は、再エネ発電事業者の経済的利益に影響を与えますが、公的利息は県民全体に関わるものと想定していることから、個別企業等の収入機会は公的利息には含めておりません。

3 新税の性質と課税客体・納税義務者 (1) 新税の区分

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	税収の使途について <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額を地域貢献のために用いるべき。 ・ 倒産後の撤去費用も加えるべき。 ・ 荒廃山林の再生に対する助成なども加えるべき。 ・ 県外の事業者が主体となる洋上風力発電に対する補助には慎重であるべき。 ・ 適地誘導策や環境保全による『地元貢献』に使用することは適切だと思うが、それに対する優位性を誰がどのよ 	税収は、再エネ発電設備の所在する地域の状況などについても総合的に勘案しながら、設備の適地誘導や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する予定です。

	うな基準で判断するのか示すべき。	
--	------------------	--

4 課税客体の範囲 (1) 森林の開発区域

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	可能な限り森林開発面積を小さくする動機付けが失われないよう、全体の面積のうち、森林開発が占める割合で按分して課税すること等が必要ではないか。	<p>課税対象となる 0.5ha 以上の森林開発を伴う事業であっても、可能な限り森林以外の土地を活用するよう促すために、ご提案のような制度とすることは、一つの方法としてあり得るもの考えています。</p> <p>一方、税は「簡素」であることが三大原則の一つとなっていることなどを考慮し、骨子案をまとめたところです。</p> <p>いただいた御意見も参考に、最終案の検討を進めてまいります。</p>

4 課税客体の範囲 (2) 課税対象とする再エネ種別

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水力発電及び地熱発電が適地誘導不可能とした理由を示すべき。 ・ 風力発電については森林を除外して設置することはできず、課税対象外とすべき。 (類似 1 件) 	<p>水力発電・地熱発電の場合、発生源に関連することから適地誘導が不可能と判断したものです。</p> <p>風力発電の場合、当県では風況の良い地域は森林であることが多いため、当面は、今後設定される促進区域等を適地として考えております。</p>

5 課税標準と税率 (1) 課税標準

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	課税標準は発電出力ではなく、開発面積とすべき。 (類似 2 件)	新税は、森林という特定の場所における再エネ発電設備という資産の所有に着目し課税を行うものと整理していることから、開発面積ではなく、発電出力を課税標準としたものです。

5 課税標準と税率 (3) 税率

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林での再エネ開発の抑制、適地への誘導目的を達成できる、より高い税率にすべき。(類似3件) ・ 発電出力に加えて、地元に反対運動が起きているかどうか、災害の危険性がどの程度あるのかといった点を税率に反映すべき。 	<p>税率については、目的を達成するためには十分な効果が見込める高い水準であることが求められる一方、著しく過重となるない範囲で、合理的な水準であることが求められることを念頭に、最終案の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、災害の危険性については、森林法などの法令において適正に対応すべきものと考えております。</p>
(2)	みやぎ環境税、みやぎ発展税、(2024年導入予定の)森林環境税などの他税も考慮すると、事業性へのインパクトは発電事業者にとって非常に大きい。また、国内の風力発電に対する投資が他国に移行するおそれがある。(類似1件)	新税は、すべての再エネ発電事業を抑制するものではなく、森林を開発して再エネ発電設備を設置する場合に課税することとしており、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的としています。
(3)	森林環境税（国税）が、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的としているところ、地域の環境保全のための活動基盤の整備等を目的として新税を課すことは、同一目的による二重課税になるのではないか。(類似1件)	新税は、すべての再エネ発電事業を抑制するものではなく、森林を開発して再エネ発電設備を設置する場合に課税することとしており、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的とするものであり、森林環境税の目的とは異なります。
(4)	バイオマス発電と太陽光発電及び風力発電同じく取り扱うべきではない。また、多様なバイオマス発電に対し一律に税率を設定すべきではない。バイオマス混焼を行う石炭火力発電と比較した際、税の公平性に問題がある。	再エネ発電設備ごとにそれぞれの特性を踏まえ、税率を分けることとしております。また、バイオマスについては、平均的な事業として、事業数が最も多い燃料種を想定して税率を算定したものです。なお、バイオマスをエネルギー源として発電する設備は課税対象と考えています。
(5)	「再エネ促進地域」の設定を各市町村	温対法により、促進区域は地域の実情

	に丸投げしないでほしい。	等を踏まえて市町村が設定すべきものとされております。県としましては、市町村の判断のよりどころとなるガイドラインを作成するとともに、伴走型で支援してまいります。
--	--------------	---

6 徴収方法

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新税条例が施行された場合、課税時期はいつからか。 ・ 課税客体は発電実績量か、発電計画値か。 ・ 課税対象となる日は、着工時か、発電開始時か。 	<p>条例の施行は、法定外税の新設に関する総務大臣の同意後となります。また、課税客体は発電出力（設備容量）となります。</p> <p>森林の開発区域に設置され、再エネ発電事業の用に供することができる再エネ発電設備に対し、毎年1月1日時点での納税義務者、課税客体等の課税要件を確定し、課税することを想定しております。</p>

7 非課税事項　(1) 促進区域等の適地で実施される事業の発電施設

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	環境保全のため森林での再エネ発電施設の設置は認めない、とすべき。	森林での再エネ発電設備全般について設置を認めないとすることは、財産権との関係等から、困難であると考えています。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制検討に先立って具体的な「適地」を示すべき。（類似2件） ・ 促進区域等は、県が方針を示した後に市町村が設定するものと理解しているが、県としては具体的なガイドラインも未だ示さず、実質的に適地が示されていない状況下で、適地への誘導を促すという建付けは適切ではないのではないか。特に、温対法の促進区域の設定には、少なくとも2年以上の期間を 	<p>現在、県内で温対法の促進区域を設定している市町村はないため、まずは事業の計画段階で促進事業の認定に係る手続きと促進区域の設定を同時並行で行っていく「事業提案型」を推進し、区域の設定を原因として事業スケジュールが遅延することがないよう努めます。</p> <p>税負担を求めるない促進事業等の認定要件等について定めたガイドラインについては、可能な限り早期にその案を示し、</p>

	<p>要する認識であるが、その設定を待つこととなると、事業スケジュールが遅延し、経済的損失が生じることになるのではないか。(類似2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新税の導入前に可能な限り非課税要件を明確にすべき。 ・ 促進区域等の設定に係るガイドラインについては、市町村や事業者等からの意見を十分に反映すべき。 ・ 促進区域については、陸上風力適地を想定し、風況を配慮した推奨設定エリアをガイドライン等で市町村に対してお示しいただきたい。 	<p>その策定過程においては市町村や事業者等からの意見を十分に反映してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、風況に配慮した推奨エリアの選定などについては、国のマニュアルが参考になるものと考えております。</p>
(3)	<p>「(仮称)再生可能エネルギー関係新税骨子案(案)について」の「3 新税の概要」の「(4) 非課税事項」の「③上記に準じる事業の発電施設(①、②以外の非課税施設)」については、促進区域外で事業を行う場合であっても地域の合意が図られており、市町村が認め、県が認定した場合は非課税にするという理解で宜しいか。</p> <p>また、県が認定するにあたり想定される地域合意の定義、必要な手続き・書類等をお示しいただきたい。</p>	<p>前段についてはお見込みのとおりです。</p> <p>具体的な手続きや書類等については、ガイドライン中に示すこととしております。</p>
(4)	<p>「(仮称)再生可能エネルギー関係新税骨子案」の「7 非課税事項」の「(1)促進区域等の適地で実施される事業の発電施設」の3)の対象として保安林を事業用地とする場合を含むべき。(類似1件)</p>	<p>非課税事項の3)には保安林を事業用地とする場合も含むものとしております。</p>
(5)	<p>非課税事項の3)の明確な基準が明記されていない、現時点での条例導入は不適当。</p>	<p>ご指摘の基準は促進事業の認定基準に準ずるもので、具体的には地域の合意形成が図られており、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に</p>

		資する取組を行うもの等を想定しており、ガイドライン中に示すこととしております。
(6)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組は、地球温暖化対策推進法に基づく認定事業として、優遇措置を受ける上での要件であり、非課税措置要件としては過剰と思われる。	地域と共生した再エネ発電事業となるためには、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を行うことも不可欠であると考えております。
(7)	森林の開発、特に河川の上流域への開発については、その影響はその町だけにとどまることはなく、流域全体に及ぶ。非課税区域の設定については、その区域（土地）の市町村に限らず、「流域の市町村」と調整すべきである。	温対法の促進区域等に設置する促進事業等の再エネ発電設備には、税負担を求めないこととしておりますが、同法において、促進区域等の設定等については、市町村が行うこととなっております。

7 非課税事項 (2) 経過措置

御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1) 着工済み以前から相当な費用がかかつており、FIT 制度の事業認定取得、林地開発許可、環境アセスメント完了など一定の検討段階にあるものは課税対象外とすべき。（類似 6 件）	建築基準法での取扱いを参考に、物理的に計画の変更が行えない「着工」を基準とすることとしたものです。
(2) 環境アセスメント事業については課税対象外とすべき。（類似 1 件）	環境アセスメントは、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度であり、必ずしも地域と共生した事業計画であるかどうかを審査する制度ではないことから、それをもって課税対象外とすることは適当ではないと考えております。
(3) 平成 30 年に宮城県再生可能エネルギー室から公表された「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の導入可能性エリアを基に計画された風力発電事業については、課税対象外とすべき。	促進事業の認定の要件は、地域の合意形成が図られており、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を行うもの等であるため、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の導入可能性エリアにあること

		のみをもって課税対象外とすることは、適当でないと考えております。
(4)	この新税が決まる前は対象外とすることで、駆け込み契約、着工が行われないよう、県はしっかりと指導、監督してほしい。簡単に許可しないでほしい。	太陽光発電施設の設置等に関する条例等に基づき、関係法令の遵守や、地域住民との合意形成を丁寧に進め、適切な対応を行うことなどを、市町村と連携し事業者にしっかりと指導してまいります。
(5)	既存施設について、すでに喪失した森林の代替となる再造林を計画・実施している場合は課税対象外とすべき。	森林の持つ多面的機能の中には、他の場所で再造林することでは回復できないものもあり、代替森林の再造林のみをもって課税対象外とすることは、適当ではないと考えております。 促進事業の認定の要件は、地域の合意形成が図られており、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を行うもの等となります。
(6)	稼働済み・着工済み施設については、適地誘導の効果が見込めない、事業者の予見性を損なうことなどから将来に渡つて課税対象外とすべき。(類似 6 件)	骨子案では「稼働済みや着工済みである施設は当面課税対象外とすることとする」が、「概ね 3～5 年程度を目途に、新税の役割や効果を再検証し課税の在り方について見直しを検討することとする。」としておりますが、現在、最終案の検討を進めているところです。

8 課税期間

御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1) 法に基づく計画策定、適地選定を市町村に委ねるということなのかと思うが、3～5 年後の再検討の際には、それらの選定状況を確認していただき、県の再エネ導入目標に達していない場合は、導入拡大に向けた見直しを図ってほしい。	3～5 年後の検証時には、再エネ導入の状況も考慮した上で、課税の在り方について適切に見直してまいりたいと考えております。

9 その他

	御意見等の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	令和3年10月エネルギー基本計画において、政府は自治体の再エネ設備設置に係る条例に関する支援を行っていくとしているが課税について、事前に関連省庁と協議を行っているのでしょうか。	再エネ等・省エネ審議会には東北経済産業局から委員に就任いただき審議いただいているほか、関係省庁と適宜意見交換等を行っています。
(2)	日本政府全額出資金融機関や外国政府関係機関が主要株主になっている事業者にも課税を行うことになるのか。	株主構成などに関わらず、課税の要件を満たした上で、非課税事項に該当しない場合は課税対象となります。
(3)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく通称FIT及びFIP制度は補助金ではなく、FIT及びFIP制度を使わず相対取引も可能。FIT認定済みの未稼働案件が多数残っている状況となっているが、令和4年度末から大量の認定取り消しがおこなわれる。制度の確認をお願いします。	FIT、FIP制度の内容も確認したうえで、骨子案をまとめたところです。また、FIT、FIP制度を利用するか否かに関わらず課税対象となります。
(4)	エネルギー問題は国全体の問題であるはずなのに、土地の安い地方に危険性を押し付け、都会は電気を使いたい本題。大規模な再エネ施設は土砂災害の危険性や健康被害などをはらむので、万が一の事故に備え、国が責任をもって取り組むべき問題。足りない電気をつくるばかりではなく、節電など、多くの電気を使っている都會こそ、エネルギー問題としっかり向き合ってほしい。	再エネ推進やエネルギー確保は、国全体の課題であると認識しており、再エネ推進に当たっては、土砂災害などの危険が生じることがないようなルールづくりが必要と考えております。新税の導入に限らず、再エネ推進やエネルギー確保における様々な問題に関しては、市町村とも連携しながら、必要に応じて国に対して要望を行うなど、適切に対処してまいりたいと考えております。

※ 本資料では、温帯法第22条の2第3項により、市町村が認定する地域脱炭素化促進事業計画に基づく事業を「促進事業」という。